

米海軍兵による住居侵入事件に対する意見書

沖縄防衛局によると、本年、3月12日午前4時43分頃、本町宮城の集合住宅において米海軍兵一等水兵(20歳)が、正当な理由がないのに被害者方室内に侵入したとして、住居侵入の容疑で逮捕される事件が発生した。同容疑者からは、基準値の約5倍のアルコールが検出された。

幸いにも、人的被害等がなかったものの、本町においては去る1月15日に米空軍兵による窃盗及び建造物侵入事件、2月5日には器物損壊事件もあった。

在日米軍は、昨年12月5日のリバティ制度(米兵による事件・事故防止のため導入している米軍施設・施設外での飲酒時間や外出制限)対象緩和後、道路交通法違反(酒気帯び運転)も後を絶たない。いずれの事件も飲酒絡みの事件である。

本町議会では、関係機関に対し再三再四、抗議及び要請してきたにも関わらず、同様な事件が繰り返され強い憤りを禁じえない。沖縄に米軍基地が集中するが故の事件であり、日米両政府が繰り返す「綱紀粛正」「再発防止」「教育の徹底」という言葉は、実効性の伴わない小手先の手法でのごまかしであり、根本的な解決に繋がらず、極めて遺憾である。

よって、本町議会は、町民の生命、財産、安全を守る立場から関係機関に対し、厳重に抗議するとともに、下記事項について強く要請する。

記

- 1 被害者への謝罪を日米両政府で速やかに行い、事件の原因究明とその結果を公表させること。
- 2 リバティ制度の規制を強化させること。
- 3 米軍人・軍属等による事件・事故防止のための協力ワーキングチームを早急に開催し、事件の再発防止と具体的な解決策を日米両政府で早期作成、公表すること。
- 4 日米地位協定の抜本的な改定を早急に行うこと。
- 5 全ての在沖米軍基地を整理縮小し、段階的に撤去させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月27日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣
沖縄及び北方対策担当大臣 外務省特命全権大使(沖縄担当) 沖縄防衛局長